

長 建 協 発 第 4 3 7 号
平成 2 5 年 2 月 6 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設工事の技術者の専任等に係る取り扱いについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法第 2 6 条、建設業法施行令第 2 7 条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者については、監理技術者制度運用マニュアルにより、その適切な配置が求められております。

また、現場代理人については、公共工事標準請負契約約款において、常駐義務緩和に関する規定が設けられていますが、今般、その取り扱いについて別添のとおり定めた旨、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、別添文書「記：1. 令第 2 7 条第 2 項の当面の取り扱い」は、監理技術者には適用されませんのでご留意願います。